

I 基準の必要性②P258 II 基本的な考え方②P258～

会計の目的：適正な利益計算 その結果として会計上の利益が計算される

税務の目的：課税の公平 その結果として課税所得が計算される

両者の金額は違う

違うことによる問題点

- PL面 法人税等の金額と税引前の利益が対応していない
- BS面 会計上と税務上で、資産負債の金額が違う

<税効果会計の必要性☆☆★★★>

税効果会計が必要

永久
差異

期間差異 ⇔ 一時差異

税効果会計の2つの方法☆☆☆☆★★★②P260

繰延法(「期間差異」が「生じた年度」を重視) ⇔ 資産負債法(「一時差異」が「解消する年度」を重視)

III 会計基準の基本的内容②P262～

☆☆☆☆★★資産負債法

☆☆☆☆★★対象は一時差異「等」(＝繰越欠損金)

☆☆☆☆★★適用税率は将来の税率(税率変更時に再計算)

IV 個別財務諸表における税効果会計②P263～

- 一時差異の種類☆☆★★ 将来減算一時差異 将来加算一時差異
←どちらも「将来」がついている＝差異の解消期すなわち将来に着目した言葉
- 繰延税金資産 法人税等の前払額 繰延税金負債 法人税等の未払額

繰延税金資産の回収可能性 ②P264～

DTA＝法人税等の前払額 → 将来も課税所得が発生することが計上の前提
そこで会社を収益性に依拠してランク付け(分類1～分類5)して、回収可能性を検討
(このランク付けは実務上は超重要ですが、過度に実務的で試験にはなじまない)
(分類1が超優良企業で分類5が超ダメ企業という理解を軸に眺める。短答向き)

回収可能性の判断手順として7つのステップがある(②P268～269)
(P269を単純化した計算が過去に出題されたことがあります…)

V 連結財務諸表における税効果会計②P270～

連結財務諸表固有の一時差異

連結財務諸表における特殊な税効果会計

未実現損益の消去
理解の前提：課税は個別ベース(会社ごとに行われる)

債権債務の相殺に伴い減額修正される貸倒引当金

子会社株式の評価損

子会社に対する投資

VI 計上・表示②P278～ VII 注記②P280

税効果額の計上方法☆☆★

税効果額の表示方法☆☆☆☆★★★

→DTA：投資その他の資産 DTL：固定負債 **納税主体ごと**に相殺(純額)表示(すなわち連結BS上はDTAとDTLがどちらも計上されることがあり得る)

注記☆☆★

DTA、DTLの発生原因別内訳を記載→DTAについて、**評価性引当額**を併せて記載すること